

鶴岡市農業委員会第29回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和8年4月15日(火) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 205会議室
出席 農業委員	1番 金野 匡良 2番 菅原 仁 3番 伊藤 由紀子 4番 鈴木 聡 5番 野村 恵 6番 工藤 久子 7番 小林 博 8番 渡部 修 9番 丸山 伸一 10番 石井 光明
出席 推進委員	1番 森 秀弘 2番 井上 克浩 3番 石川 守 4番 齋藤 功 5番 齋藤 万里子 7番 新館 登 9番 菅原 輝康 10番 河井 健次 11番 富樫 初 12番 黒井 涼子 15番 齋藤 智
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	6番 齋藤 和博 推進委員 8番 齋藤 政伸 推進委員 13番 若生 正人 推進委員 14番 清野 吉喜 推進委員
事務局	局長 黒井 布美 主査 長谷川 修 主査 渡部 秀明 専門員 照井 明嗣 調整主任 本間 伸一 主事 奥山 立 主事 佐藤 優羽 羽黒分室主査 増坂 義光 専門員 今井 政和 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室主事 大館 泉哉
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議長	本日の欠席届は6番 齋藤和博 推進委員、8番 齋藤政伸 推進委員、13番 若生正人 推進委員、14番 清野吉喜 推進委員より出されております。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第29回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認め、3番 伊藤由紀子 委員、4番 鈴木聡 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて》
	(説 明) 《報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	こちらは3条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。2番 井上克浩 推進委員。
2番 推進委員	推進委員2番 井上です。4月10日、私と事務局1名で現地調査をして参りましたのでご報告いたします。 所有権移転の方から申し上げます。藤1ですが、農地処分のため受人へ売却するものです。受人は地元法人の構成員であり、登記完了後は同法人へ貸し付ける予定となっております。主に水稻を予定しているということです。 藤2ですが、農地処分のため現耕作者の受人へ売却するものです。受人は農作業歴35年の方です。 藤8ですが、受人は地元法人の構成員であり、申請があった農地の周辺も同法人が借りている状態です。今回の申請地についても、登記完了後は、同法人に貸し付ける予定となっております。 続きまして貸借権設定です。藤3ですが、借人の変更により、新たに今回の申請人が借り受けることになったものです。借人の農作業歴は14年で、地域を代表する担い手でもあります。 藤4ですが、基盤強化促進法による契約が期間満了を迎えるため、契約の再設定を行うものです。借人の農作業歴は30年で、水稻を作付けする予定です。 藤5ですが、こちらも基盤強化促進法による契約が満了を迎えるため、再設定を行うものです。昨年度までの借人の死亡に伴いまして、息子である申請人が受けることになりました。水稻を作付け予定とのことで、借人の農作業歴は30年となっております。 藤6ですが、貸人の要望により新たに今回の申請人が受けることになったものです。借人は羽黒町の柿の生産者の手伝いを数年行い、技術を習得したということで、今回申請する農地は30本以上の柿の作付け予定となっております。 藤7ですが、貸人の要望により、親子間で使用貸借をするものです。水稻を作付

	け予定になっております。 以上すべての案件において、現地調査の結果、適正に管理されており、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可相当と判断いたしましたのでご報告いたします。以上です。
議 長	12 番 黒井涼子 推進委員。
12番 推進委員	推進委員 12 番 黒井です。4 月 7 日に小林委員と事務局 2 名で、現地調査を実施しましたので報告します。 櫛 1 は、3 条による貸借契約の受け手の農家に所有権移転を行なうものです。これまで借人は受け手の父親でしたが、経営移譲に伴い、息子さん名義で売買するものです。受人の農作業歴は 20 年で、必要な農機具を所有しており、申請地では水稻を作付けする予定です。 櫛 2 は、賃貸借契約の期間満了に伴い、売買により所有権移転を行なうものです。受人は農作業歴 17 年で、水稻や大豆等を作付けしており、申請地では水稻・大豆・そばを作付け予定です。 櫛 3・4 は、経営主の死亡により労力不足となった貸人の農地について、親類の若手農家が引き受け、賃貸借契約を行うこととなったものです。借人は農作業歴 8 年で、農機具は貸人が所有するものを借りることとしており、水稻や大豆・そばを中心に今後規模拡大を目指す計画です。 櫛 5・6・7 は、それぞれ前の契約者の借人の死亡により、借人を変更し、櫛 3・4 と同じ新規就農者と賃貸借契約を行うものです。借人の農作業歴は 8 年で、水稻・大豆・そばを作付けの予定です。 櫛 8 は、借人の経営移譲により借人変更するもので、貸人の希望により 3 条での賃貸借契約となったものです。借人の農作業歴は 2 年で、必要な農機具を所有しており、水稻や庄内柿を作付けし、申請地では水稻作付けの予定です。 櫛 9・10・11 は、貸人の労力不足のため、同一集落内の認定農業者と賃貸借契約を行うものです。借人は農作業歴 33 年で、必要な農機具を所有し、後継者も通年で従事しています。申請地では水稻作付けの予定で、周辺の農地も耕作しており、効率的な作業が可能となります。 櫛 12 は、同一集落内の認定農業者が過去に借り受けていた農地について、再度賃貸借契約を行うものです。圃場の状態や周辺農地の状況を熟知しており、適切な管理が見込まれます。借人の農作業歴は 20 年で、必要な農機具を所有しており、申請地では水稻作付けの予定です。 櫛 13 は、賃貸借契約の期間満了に伴い再設定を行うものです。借人はベテランの認定農業者で、申請地も長年にわたり耕作しており、引き続き水稻・大豆・そばを作付け予定です。 以上すべての案件が、農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないことを報告いたします。
議 長	8 番 渡部修 委員。
8番 委 員	8 番 渡部です。4 月 9 日に齋藤和博委員と私、事務局 3 名の 5 名で、現地確認を行いました。 所有権移転の羽 1 ですが、農地を購入するものです。現地ですが、受人が耕作していた田であり、きれいに管理されております。受人は農作業歴 20 年以上のベテランで、認定農業者にもなっております。 次に賃貸借の羽 2 ですが、借人の法人化による申請であり、法人の代表者の父親がこれまで耕作していました。現地はきれいに管理されておりました。 羽 3 ですが、農地を借り受けするものです。現在ですが、田としてきれいに管理されております。借人は農作業歴 35 年のベテランで自作地も多く保有し、経営農地もきれいに管理されています。 羽 4 ですが、借人の法人化による申請であり、法人の代表者がこれまで耕作していました。現地はきれいに管理されておりました。

	羽5ですが、経営移譲のため親子間での使用貸借になります。借人は農作業歴20年あり、現地は田としてきれいに管理されておりました。 羽6.ですが、新規就農のため祖父と孫との使用貸借になります。農作業歴は10年あり、現地は田としてきれいに管理されておりました。 以上すべての案件において、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしていることを報告いたします。
議 長	3番 伊藤由紀子 委員。
3番 委 員	3番 伊藤です。朝1～朝10について、4月7日に事務職員と現地確認を行いました。 朝1について、既に借人が耕作していましたが、契約していないことが判明したため、今回新規に契約するものです。借人は水稻を中心に農作業歴35年以上ある認定農業者で、対象地で水稻を耕作しており、適正に管理されています。 朝2～8について、新規契約ではありますが、いずれの契約も集積計画の期間満了に伴う再設定です。再設定のため現在も農地は管理されており、また対価等の契約内容については見直しをかけています。契約筆は水稻中心に現在の作物等で引き続き耕作管理となり、耕作者においても農作業歴など特に問題なしと判断しています。 朝9・10について、前耕作者が昨年まで水稻耕作をしていましたが、農業縮小のため、近隣耕作者である借人が耕作を引き受けるものです。借人は水稻を中心に農作業歴45年以上の認定農業者で、対象地は水稻を作付け予定です。 いずれの案件においても、今後も効率的に耕作に取り組めると判断し、また農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを報告いたします。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。7番 新館登推進委員。
7番 推 進 委 員	推進委員 7番、羽黒の新館です。藤1と藤3が、購入した後で法人に貸し出すという話でしたけど、3条で契約すると税金がかかるという認識でよかったでしょうか。400万ぐらいということは、たぶん税金80万ぐらいかなと思うのですが、大丈夫でしょうか。
事 務 局	税金がかかるのは本人了承済みです。この件に関しては、地元法人の社員の方が、今まで耕作していたところを買って欲しいと頼まれて、農地を購入することになったものです。法人の構成員の方なので認定農業者ではないことと、10a対価に直すと大体43万円ほどになりまして特例事業を活用できないということで、3条での申請になりました。
議 長	新館委員、よろしいでしょうか。
7番 推 進 委 員	はい。ありがとうございました。
議 長	他に質疑のある方はいらっしゃいませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について≫
議 長	4条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。2番 井上克浩 推進委員。
2番 推 進 委 員	推進委員2番 井上です。4月10日に事務局職員と現地確認いたしました。 申請地は既存のライスセンターと農道とに挟まれた田んぼであります。農道向かいの水田も同社で耕作しておりまして、周辺農地に支障はないと見てきました。地目は田でありますので、土地改良区との協議も済みであり、事業計画も具体的に進められております。転用は許可相当と判断いたしました。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について≫
議 長	5条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。2番 井上克浩 推進委員。
2番 推 進 委 員	推進委員2番 井上です。先ほどの議案第2号と隣り合った土地であります。この両筆にまたがって建物が建ちますので、報告内容も先ほどと同じです。支障なしということで許可相当と判断しました。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について》
議 長	初めに、105 ページの機羽 272 と 121 ページ耕変羽 43 は、私に関係する案件ですので、議長を金野職務代理に交代し、退席いたします。
	(議長 退席)
臨 時 議 長	1 番 職務代理の金野です。議長が退出しましたので、暫時の間私が臨時議長を務めさせていただきます。 それでは、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、105 ページの機羽 272、並びに 121 ページ耕変羽 43 についてのみ審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
臨 時 議 長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。機羽 272 並びに耕変羽 43 について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
臨 時 議 長	全員賛成により、機羽 272 並びに耕変羽 43 については原案通り決しました。石井部会長の入室を許可し、議長を交代させていただきます。
	(議長 入室)
議 長	金野委員ありがとうございました。それでは、再開し審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。9 番 丸山伸一 委員。
9 番 委 員	9 番 丸山です。109 ページの機羽 293 は、自分の案件なので退席の許可をお願いします。
議 長	退席を許可します。
	(9 番委員 退席)
議 長	それでは、機羽 293 についてのみ審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。機羽 293 について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	全員賛成により、機羽 293 については原案通り決しました。丸山委員の入室を許可します。
	(9 番委員 入室)
議 長	それでは、それ以外について審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。8 番 渡部修 委員。
8 番 委 員	8 番 渡部です。105 ページの機羽 273・274 は、自分の案件ですので退席を申請します。
議 長	退席を許可します。
	(8 番委員 退席)
議 長	それでは、機羽 273・274 についてのみ審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。機羽 273・274 について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、機羽 273・274 については原案通り決しました。渡部委員の入室を許可します。
	(8 番委員 入室)
議 長	それでは、今まで決した以外の全体について審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定については、原案通り決しました。 以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第 29 回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前 10:25

議 長

石井 光明

議 事 録
署名委員

伊藤 由紀子

議 事 録
署名委員

鈴木 聡